

別記様式第2号（第3条関係）

|                  |  |              |
|------------------|--|--------------|
| 被<br>処<br>分<br>者 | 認 定 証 番 号                                      | 香川県公安委員会 第1号 |
|                  | 自動車運転代行業者の<br>名 称 又 は 記 号                      | テクノ株式会社      |
|                  | 主たる営業所が<br>所 在 す る 市 町                         | 高松市          |
| 処 分 年 月 日        | 令和6年3月12日                                      |              |
| 処 分 内 容          | 指示   |              |
| 処 分 理 由          | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項に規定する変更の届出義務に違反したため |              |
| 根 拠 法 令          | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項及び第22条第1項 等         |              |
| 処分を行った公安委員会      | 香川県公安委員会                                       |              |

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。